

体験談

ファミリー・サポート・センター

会員の皆さまの声をお伝えします。

※体験談は一例です。援助の活動の内容は、各市区町村ごとに異なります。

依頼会員の声
その1

おかげでとても
助かっています。

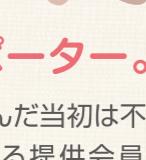
残業の日や出張の日でも子どもを預かってもらえるので、安心して仕事ができます。この制度のおかげで仕事が続けられました。



依頼会員の声
その2

わたしの
頼もしいサポーター。

近くに親戚もいないので、ここに移り住んだ当初は不安だらけでした。現在お世話になっている提供会員の方は、私たち夫婦にとって強力なサポーターです。



提供会員の声
その1

なんといつても
かわいい!

関わっているお子さんの成長が見られます。今では家族ぐるみで交流もしています。とてもかわいくて毎回のサポートが楽しみです。



提供会員の声
その2

一緒に過ごす時間が
楽しめます。

おまかごと、折り紙、あやとり…、Yちゃんと一緒に遊んでいると時間が経つのを忘れてしまいます。Yちゃんの笑顔は元気の源です。



Q & A

依頼会員の声
その1

Q1 子どもを預かってくれる人はどんな人?

A お子さんを預かるため、提供会員は安全・事故対策も含めた援助活動に必要な講習を受けています。また会員同士、活動の前に顔合わせすることになっています。



依頼会員の声
その2

Q2 預かってほしいけど、料金はどのくらいかしら?

A 料金(活動報酬)は、市区町村ごとに異なります。また、時間帯や内容によって金額が異なります。

提供会員の声
その1

Q3 預った子どもがもし事故にあったら…。

A 万一の事故に備えて補償保険に加入しています。詳しくは各市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター事業は、「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、正式名称が「子育て援助活動支援事業」となりました。

「提供会員」「依頼会員」「両方会員」へご登録をご希望の方、質問がある方は各市区町村のファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。

このリーフレットについてのお問い合わせは、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課

TEL.03-5253-1111(内線7858)へ



平成28年1月作成 リーフレットNo.18

ファミリー・サポート・センターのご案内

育児の **援助を受けたい人** と **援助を行いたい人** とを結びます。

育児にがんばる人をサポート

ファミリー・サポート・センターは、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」の中の「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられました。

「人と人をつなぎ、子どもに笑顔を」それが ファミリー・サポート・センターの願いです。

ファミリー・サポート・センターとは？

子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織です。※市区町村で実施しています。

相互援助活動の例



保育施設への
送り迎え

保育施設の時間外や、
学校の放課後などに
子どもを預かる

保護者が買い物など
外出の際、
子どもを預かる

保護者の病気や
冠婚葬祭などの急用時に
子どもを預かる

病児・病後児の預かりや
早朝・夜間などの緊急時に
子どもを預かる(一部地域で実施中)

会員同士で支え合う組織です。

育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支え合います。



ファミリー・サポート・センターは、次の業務を行います。

- 会員の募集、登録その他の会員組織業務
 - 会員同士の相互援助活動の調整など
 - 会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催
 - 会員同士の交流と情報交換のための交流会の開催
 - 保育所や医療機関など子育て支援関連施設・事業との連絡調整
- ・一部の市区町村では、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間などの緊急時の預かりなど(病児・緊急対応強化事業)を実施しています。
(実施しているかどうかについては、お住まいの市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください)



活動はどんなふうに行われるの？

①会員登録

お住まいの各市区町村のセンターに登録します。



依頼会員
Aさん

育児の援助を
受けたい方

提供会員*
Bさん

育児の援助を
行いたい方

※資格は不要ですが、活動に必要な講習会を受けていただきます。

会員登録・講習会の受講

会員登録

提供会員の紹介の申し込み

②援助活動の依頼・実施

アドバイザーが
依頼会員と提供会員の
仲介・紹介をします。

ファミリー・サポート・センター (アドバイザー)

Bさんの紹介

Aさん援助の打診



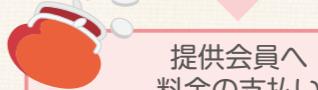
依頼会員
Aさん

提供会員
Bさん

依頼会員・提供会員の事前打ち合わせ

③活動後

料金の支払い/
活動報告書の作成



提供会員へ
料金の支払い

料金(活動報酬)

ファミリー・サポート・センター
への活動報告書の作成

※上記は一般的な例です。
※会員間で行う相互援助活動は、提供会員と依頼会員との請負または準委任契約に基づくものです。

料金(活動報酬)について

援助活動の時間終了後、活動時間や内容に応じた料金(活動報酬)を【依頼会員】から【提供会員】へ支払います。金額は各市区町村、時間帯、内容によって異なります。

